

## 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人栃木県生活衛生営業指導センター（以下「この法人」という。）の定款第15条及び第31条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める理事、監事、評議員に対する報酬等であり、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費、手数料等の経費をいう。

(報酬)

第3条 この法人の役員及び評議員の報酬は無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員がその職務の執行にあたり負担した交通費等の費用については、別途定める旅費規程により遅滞なく支払ものとする。また、その性格により前払いを要するものについては、前払いを行なうものとする。

2 その他の経費については、その実費を支払う。

(公表)

第5条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行なう。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人栃木県生活衛生営業指導センターの設立登記の日（平成25年4月1日）から施行する。